

TVや雑誌でも
話題！

なぜ家族信託（民事信託）が 相続対策で最も有効なのか？

現在、相続対策で最も有効とも言われる家族信託（民事信託）ですが、
家族信託には、以下の3つのメリットがあります。

- ① **遺言**では対応できないニーズに応えることができる
- ② **成年後見**では対応できないニーズに応えることができる
- ③ **不動産共有に伴うリスク**を回避することができる



引用：東洋経済新報社、ダイヤモンド社

●そもそも家族信託(民事信託)とは？

家族信託（民事信託）とは、
財産管理手法の1つとして、資産保有者
（**委託者**）が「**契約**」によって、信頼できる
相手（**受託者**）に対し、資産（不動産・
預貯金・株式等）を移転し、一定の目的
（**信託目的**）に従って、特定の人（**受益者**）
のためにその資産（**信託財産**）を管理・
処分することをいいます。



万が一**不動産オーナーが認知症**になると、**相続対策が継続できなくなるリスク**がありますが、
家族信託を活用すると、**子どもが代わりに管理や修繕、契約や売却、建築**など、**資産活用を継続して行う**
ことができるようになるため、家族信託が注目されています。

当社のご紹介

事務所名	みなと総合法律事務所
弁護士	家族信託担当 細江智洋、海野千宏
業務内容	家族信託・民事信託 相続・遺言・遺産分割 成年後見 生前対策（老い支度・終活サポート）
所在地	横浜市中区日本大通 1 4 番地 KN日本大通ビル4階
ご連絡先	TEL：045-641-2816 FAX：045-641-2845



日本大通り駅より徒歩3分
JR関内駅より徒歩10分

家族信託活用事例集プレゼント



今話題の家族信託・民事信託の活用方法を解説した「家族信託活用事例集」をご希望の皆様は無料でプレゼントいたします。
家族信託事例集のプレゼントのみご希望のお客様は、申込用紙にその旨ご記入の上、FAXをご返送下さい。

家族信託専門HPオープン！



当事務所では家族信託に積極的に取り組んでおり、先日、家族信託専門HPをオープンいたしました。実際の活用方法や最新情報を随時配信しておりますのでぜひお立ち寄りください。
セミナー実績についても、当事務所ホームページからもご覧いただけます。

みなと総合 家族信託 検索

「具体的な相談をしたい！」お客様もOK！
表面の申込用紙をFAXでご返送 または お電話でご連絡下さい！